

助成金 | 人材確保等支援助成金

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

最大1億500万円

締切：随時

申請難易度：★★★★★

全国

📌 制度の概要

建設業における**若年労働者の確保及び育成並びに技能継承**を図り、建設労働者の雇用の安定、能力の開発及び向上に資することを目的とした助成金制度です。建設事業主、建設事業主団体、職業訓練法人等が対象となります。

若年労働者及び女性労働者の**入職や定着を図るための取組み**を実施する場合に助成を受けることができ、建設労働者の雇用改善、技能向上等に必要な経費を支援します。

📌 支援内容

❑ 事業主経費等助成

建設事業主が実施する啓発活動、技能向上、安全管理等の事業に対する助成です。

最大200万円/年度

助成率：3/5（中小）

❑ 事業主団体経費助成

建設事業主団体が実施する事業推進委員会運営、調査事業、啓発活動等への助成です。

最大3,000万円（全国団体）

助成率：2/3（中小団体）

❑ 推進活動経費助成

職業訓練法人が実施する職業訓練の広報や調査研究等の推進活動への助成です。

最大1億500万円

助成率：2/3

❑ 賃金向上助成

建設労働者の賃金を5%以上増加させた事業主への追加助成です。

最大200万円（合計）

助成率：3/20

👥 対象者

- 建設事業主**：雇用保険加入、雇用管理責任者選任済
- 建設事業主団体**：構成員の50%以上が建設事業主
- 職業訓練法人**：建設分野の職業訓練を実施
- 事業協同組合、商工組合、一般社団・財団法人等

※一人親方及び同居親族のみの事業は対象外

💡 採択率向上のポイント

- 事業計画の具体性**：若年者・女性の入職定着に**明確な効果**が見込める計画策定
- 実施体制の整備**：専門家や関係機関との連携による確実な事業実施体制
- 成果指標の設定**：定量的な目標値と効果測定方法の明確化
- 継続性の確保**：単発でない継続的な取組みとしての位置づけ

📊 戦略的分析

【建設業の人材不足と女性活用の重要性】

- 深刻な人材不足**により若年・女性労働者の確保が急務
- 技能継承の**断絶リスク**を回避する戦略的取組み必要
- 働き方改革と**魅力ある職場環境**整備が競争優位の源泉

【段階的なステップアップ戦略】

- 事業主経費助成**から開始し実績を積み重ね
- 団体での**共同実施**によりスケールメリット活用
- 賃金向上助成との**組み合わせ**で最大効果創出

📈 建設業就業者数の推移



建設業就業者数（2018-2023年）：減少傾向が続き人材不足が深刻化
女性就業者比率：約17%程度で推移、更なる拡大が必要

💡 活動事例と分野

活動分野	代表的な取組例
啓発活動	現場見学会、体験学習、インターンシップ
技能向上	新規入職者研修、公的資格取得講習
労働安全管理	安全衛生大会、期間雇用者健康診断
雇用管理研修	雇用管理研修、職長研修の実施・受講
女性定着促進	キャリアパス作成、育児支援制度整備

👤 専門家活用のススメ

- 計画策定支援**：社労士等による効果的な事業計画の立案
- 申請書作成**：複雑な要件を満たす申請書類の作成支援
- 実施体制構築**：関係機関との連携体制構築のコーディネート
- 効果測定**：適切な成果指標設定と効果検証の実施

📄 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2024/12/19作成】

提出書類	チェックポイント
事業計画書	<input type="checkbox"/> 具体的な取組内容 と実施スケジュール <input type="checkbox"/> 若年者・女性の 入職定着効果 を明記 <input type="checkbox"/> 成果指標と効果測定方法の設定
収支予算書	<input type="checkbox"/> 支給対象経費の適切な区分整理 <input type="checkbox"/> 見積書等による妥当性確認
事業主確認書類	<input type="checkbox"/> 雇用保険適用事業所確認通知書 <input type="checkbox"/> 雇用管理責任者選任届
団体関係書類	<input type="checkbox"/> 規約・会則、構成員名簿 <input type="checkbox"/> 直近の事業報告書・決算書類

📅 申請スケジュール

- 事前準備期間**
事業計画策定、関係機関との調整に**2〜3ヶ月**程度。雇用管理責任者の選任確認が必要。
- 計画届提出**
随時受付
事業開始予定日の**1ヶ月前まで**に最寄りの都道府県労働局へ提出
- 計画受理・事業実施**
計画届受理後、最大1年間の事業実施期間
- 支給申請**
事業終了後2ヶ月以内に支給申請書を提出
- 支給決定**
審査・調査後に支給決定
賃金向上助成は別途申請が必要

⚠️ 補足事項

- 他の事業主・事業主団体等との共催実施時は費用分担の証明が必要
- 採用面接や通常の採用活動に係る事業は助成対象外

❓ 問い合わせ

制度詳細 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_u/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

支給申請窓口 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_u/kyufukin/toiawase2.html

お問い合わせ 各都道府県労働局
※主たる事業所のある地域の労働局へお問合せください。